平成２１年（フ）第３６８９号
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番２―305号
債務者　後藤　慶子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６９３号
札幌市東区北48条東２丁目１番29号　古川荘103号
債務者　樋渡眞理子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７０１号
札幌市東区北17条東１丁目４番８―402号
債務者　内海　繁幸
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７０８号
北海道江別市東光町108番地の13　カーサステラ201
債務者　山下　隆也
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３号
北海道室蘭市白鳥台２丁目８番７―403号
債務者　大平　隆司
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
北海道室蘭市高砂町１丁目７番16号
債務者　大隅　慎一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
北海道登別市登別本町３丁目24番地２
債務者　藤原　　晃
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
埼玉県坂戸市千代田３丁目２番15号　千代田マンション303号室
債務者　阿部八重子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６７１号
埼玉県所沢市小手指町５丁目２番地の２　サニーハイツＡ―101、前住所埼玉県所沢市東町９番18　705号　エレガンス所沢
債務者　伊藤　晴子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６８５号
埼玉県坂戸市薬師町36番地15　カシオペアハイム302号室、前住所埼玉県坂戸市大字中小坂956番地14
債務者　大坂　玲子（旧姓永屋）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５０５号
埼玉県行田市大字前谷775番地４
債務者　野田　枝里
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２２６号
神奈川県伊勢原市東大竹1310番地　山王塚レジデンス302号
債務者　川口　朝子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３９６号
神奈川県秦野市曽屋4044番地の１
債務者　諸星千代子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３１号
神奈川県平塚市御殿１丁目24番14号　グリーンゲイブルズ湘南201号
債務者　鈴木　博久
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７０６号
神奈川県小田原市寿町３丁目５番21―405号　第２ロイヤルハイツ
債務者　本田　仁志
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７０７号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領436番地　ＡＬＰＥＮＷＩＧＩ102号室
債務者　松田　博勝
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７３０号
神奈川県中郡二宮町百合が丘１丁目２番13号48
債務者　渡邉　康宏
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部